

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

◇監査公告 昭和二十六年年度鳥取県東京事務所外二箇所の定期監査の結果

## 監査公告

◇監査公告第八十五号  
地方自治法第九十九条に基き昭和二十六年度にかかる左記解の定期監査を執行したのでその結果を次の通り公表する。

昭和二十八年二月二十八日  
鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉  
同 山 上 除 鏡

同 前 田 玄 一  
同 木 南 貞 治

監査執行箇所 執行年月日

鳥取県物産幹旋所 昭和二十七年九月八日

鳥取県東京事務所 同 年十一月十二日

鳥取県農産物門司幹旋所 同 年十二月十二日

鳥取県物産幹旋所 昭和二十七年九月八日監査

監査委員 前 田 玄 一

同 木 南 貞 治

## 監査概況

一、当所は昭和二十二年設置されて以来数年を曆しているがその間本県物産幹旋について当所代々の職員は鋭意奔走努力しつつあるが農産物は概ね順調のようであるも商工物資の幹旋は極めて捗々しくないものがあり二十六年度も同様の状況にある。この原因を簡単に結論付けることは極めて危険であるけれどもこれを單的に指摘するならば次のことが謂えると思う。即ち京阪

神市場に出荷する県生産商工物資が乏しいこと、品質において他県産のそれと比較し粗悪品が多いこと、價格の点で引合しないこと、当斡旋所の所在地が不適当であること、職員構成が不足弱体であること等が謂えるのではあるまいか。即ち二十六年度の商工物資と称されるものの斡旋したものは紡績用木管(五四万余円)水飴(一三一七千余円)程度で他に木炭が大巾に占め瓦斯炭、鶏卵、澱粉、味噌、竹筴、割箸の九品目でこれら全品目の二十六年間取引總金額は僅か八百六万余円に過ぎない。次に同年度斡旋不成立のものを見れば價格引合わずが一〇件(木炭、椅子、ポケット傘、木材、リノゴ箱、紙台、繩、七品目、價格八五六六円)見本と相違又は製品粗悪が五件(割箸、竹筴、飴、硬化油、ふくらしば五品目、價格七一万六千円)その他「回答なきため」「資本的宣伝力なし」「中止」「出荷主乗氣なし」「出荷不可能」「大阪希望品と違う」「代金支払条件違う」と謂つたもの(コピー紙、日

傘、吠、テープニューロン、竹ステッキ、因州紙、草履、ハンドバック、振出袋九品目、價格計三二四万九千円)等があり合計一千百五十二万円が斡旋不成立に終つてゐる。又当所々在地の不適当の点については予ねてより論議されてゐるところであり職員の構成の不足不充分については現在①府県庁その他の官庁出先機関或いは企業会社商社団体との連絡折衝等渉外事務②県人会事務代行③県及び県内諸団体に対する市況の通報④在阪企業会社及び対人信用調査⑤本県の観光宣伝⑥県人就職斡旋等々の諸般事務事業を掌理する上から見て当所の現陣容では不足弱体と謂うべきである。以上諸般の実態を詳細に検討するときこれ等の諸点について根本的に解決することが急務と謂うべきである。

二、当所々在地の不適当であることは前述の如くであるがこれと併せて当事務所は狭隘であり商談のための応接室とか又商品見本の展示施設も殆んど見られず、又

生産業者上販の際の簡易宿泊施設、商品倉庫、運搬車等の施設設備が全然ないので将来事務所移転を契機に何とか対処すべきであらう。

三、職員の構成要員の増強が希ましく場合によつては各業者組合、団体の職員の常駐も考えるべきである。又当所職員の斡旋のための交際費及び活動経費その他待遇について考慮し実績を向上せしめるよう考究も肝要である。要は職員の構成経費の配当等現在の如き中途半端なものより飛躍せしめ効率化することが当斡旋所を活用化することとなり延いては本県産業振興に一石を投ずるものと考えられる。若し假りに前述した如き点が実現不可能ならば以前の農産物のみ斡旋のための商務官駐在程度に縮小するも亦己むを得ないものと考ええる。

四、本県の観光宣伝と県生産物の見本展示会等の事務は本所の主要事務であるが、これが経費も乏しく施策としても活潑でない。これらについても経費を与え年度

当初より計画的に実施せしむることが緊要である。

五、出納経理その他一般事務の処理は適当と認めたとが予算の令達額(資金前途額)が各科目に限定され運営に困難を來たしてゐるので年間予算を示すと共にその範囲内で計画的に当所の事務事業に適應した一応の枠を、(費目別にせず)令達(前渡)し業務遂行に支障を來たさないようにすることが肝要と認めた。

東京事務所 昭和二十七年十一月十二日 監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 除 鏡
同	木 南 貞 治
監 査 概 況	

一、本所は県財政並びに県の諸施策を把握勘案し、中央政府に対し交渉折衝による処理が多く、国会議員、県人会等の支援援助により起債並びに各種補助金融資の斡旋に努力し相当の成果を挙げておりその労を多とす。しかし本庁部課内には稍々もすれば当所を本省

その他関係先に対する連絡交渉の程度に留め、独自の陳情、折衝が未だ爲されているようである。殊に、最近各県東京事務所が存在が中央諸官庁並びに諸団体、会社に周知されており、中央官庁等より当所に照会されても何ら回答が出来ぬ事もあるようで、当所運営に支障を及ぼすものと認められた。尤も本所の機構に不十分な点は否めないが、極力当所の利用活用方考究配意が肝要である。県当局としても事務能率の向上簡素化と諸経費の節減等を勘案し充実強化されたい。

二、各府県挙つて物産幹旋紹介に努めており本県としても相当の経費を以つて全国物産館展示場を借用し一応の形態は整えている。陳列物品は貧弱にして観光ボスター一枚もない状況は遺憾である。又、当所では出品に対する生産能力、価格等不明にして二三年以上の状況しか判らず、優良物品審査会、並びに引合問合せの際等に不十分な応対となる嫌があるようである。これに関し主務課に再三連絡しているようであるが、これ

亦何等回答なく事務の緩慢を指摘している。何れにしても一旦企画し実施した事業はあらゆる努力を傾注し運営に遺憾なきを期すべきである。殊に本県は比較的他府県に先んじて諸施策は樹立実施されるようであるが運営面で中途半端になる憾があるので注意すべきことである。

三、当所の宿泊事業として三河台寮、天源寺寮をそれぞれ独立採算制により経営しており、天源寺寮は委託契約にて無給囑託一名、有給囑託一名、有給寮母一名を以つて運営せしめているが、これが経営実態が不明である。又、契約により備品その他の大修理は県費負担の事として二十七年度に十六万三千余円で布団、水洗便所、疊替その他を整備改善しているが、疊替程度は経営経費にて負担すべきが妥当ではないかと認められた。尚、今後諸経費を県費で負担する上に於ても必要と思われるので経営実態の記録をすべきである。一方宿泊人員は年々増加するようであるので宿泊施設について

は根本的に考慮すべきではないかと認められた。

四、本所運営諸経費は總べて資金前渡交付の制度により賄はれているが、往々にして資金の送付が遅れるため、出納員は寮の経営費、或いは他費目より一時流用と云つた弊も見られた。即ち、内示より資金送付迄四、五ヶ月経過のものもあり、事情は別として計画執行を阻害している。一方当所は前述した如く県施策全般を掌理するため各種経費を当てており、ために場当りの嫌もある。又、各課に於てはこれが経費を主管課經由せず送金しているが、今後は主管課經由によりなすべきが適当であらう。

五、会計経理その他一般事務の処理状況は不正不当と認められるものはなかつたが、経費は一括預金しており一部経費の遅延により總体的経理になる嫌がある。即ち、物産幹旋所の電燈料を事務所費で、事務所電燈料を寮会計で支出する等負担区分を混同しているものがある。

鳥取県農産物門司幹旋所

昭和二十七年十二月十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 木 南 貞 治

監 査 概 況

一、本幹旋所は門司市でも比較的便利な位置に事務所を設置し、九州一円を始め、広く広島、山口に渡り二九ヶ所の取引市場を開拓し、農産物の幹旋業務を掌理し、生産者農家経済に多大なる貢献をなしているものと認め欣快とするところである。しかし乍ら職員一名を以て年間一億八千五百余万円の幹旋実績を挙げ、且つ、最盛期ともなれば市場はもとより生産者団体との連絡調整に東奔西走し、相当勤務が過重のよう認められたので増員の必要がある。而し増員により必ずしも実績が倍加するものではないので時期的に援助せしむることとも考えられる。主管当局は対策について考究さるべきものと認む。

二、幹旋物産は左表の通りであるが、主として梨、ぶどう、西瓜、柿等の特産青果物が年間の九九%を占め、期間的に見ても変重している関係上市場の要求に必ずべき特殊蔬菜の生産により計画的出荷をなし、最高度

に幹旋所を活用することが緊要と思われるが、一般蔬菜の大生産地を持つ地方に対し、距離的に見ても輸送耐久力のある特殊蔬菜の選択により生産指導奨励が肝要と思われるので考究すべきものと認む。

二十六年度物産幹旋状況調

品目	数量	金額	幹旋月日	幹旋先	出荷人
生椎茸	六〇箱	五、四六〇	四月	下関	農協連
雑穀	二一俵	一二六、〇〇〇	四月	〃	町村農協
櫻桃	一、四〇七箱	二二三、三五一	五、六月	下関北九州	個人
菜蔬	一八、六〇〇貫	七二三、六八九	七、八月	北九州	農協連
西瓜	六五五車	五八、五八二、二三九	七、九月	中国及九州全般	農協連及個人
八雲梨	一、六四八箱	一、七九〇、一七〇	八月	宇部下関	果実農協
二十世紀梨	一二六、七五五	二〇四、八八二、七二六	九、一〇月	宇部下関全九州	〃
ぶどう	二六、一六四	一一、六四一、三三八	九、一〇月	〃	〃
澁柿(西条)	一、〇三二	四一五、六四七	一〇、十一月	下関北九州	〃
甘柿(富有)	一、四九四	七、〇九〇、九八三	一〇、十二月	下関九州全般	農協連

二十七年物産幹旋状況(二十七年四月~十月十日)

品目	数量	金額	幹旋月日	幹旋先	出荷人
蔬菜(くわい)	六一箱	四一、三五九	一二月	下関	農協連
菜蔬(牛蒡)	二二四俵	一〇一、九六〇	一二月	北九州	〃
生椎茸	二〇九箱	一七、六〇一	一、三月	下関	〃
その他		一八五、六六七、五九四	二、三月	〃	〃
蔬菜(くわい)	二九箱	八、六〇六	四月	下関	郡家町農協
生椎茸	二〇〃	一、二八〇	〃	〃	米子支所
櫻桃	二、三三五	三二七、七五五	五、六月	下関北九州	櫻桃協会
ラッキョウ	二〃	六四〇	七月	〃	中央連
蔬菜(玉葱)	二〇〇俵	七二、二五〇	〃	八幡	米子支所
〃(長芋)	五〇箱	三八、一六〇	〃	小倉	由良町農協
西瓜	一七五車	一〇、三〇〇、〇〇〇	七、八月	宇部下関九州	果実組合
八雲梨	一、六六三箱	一、一七六、一三〇	八月	〃	長崎
二十世紀梨	一四八、六三一	二二二、三一四、一八四	八、一〇月	九州	〃

ブ	二四、四六八箱	一一、五六八、〇六八	九、一〇月	宇部下関九州	果実組合
ド		一四五、八〇六、〇七一			
ウ					

三、生産物販売価格攪乱防止対策として計画的統制出荷について毎回監査時に言及している処であるが、生産者が目前にとらわれて励行せず、市場から不評が洩れている状況であるので一層生産者及び生産者団体等の認識を新たにせしむると共に、統制出荷に対する普及指導と厳格なる励行をせしむるよう格段の努力をなすべきである。

四、事務の処理状況は概ね順調に処理されていたが、特に左記の事項につき善処すべきものと認む。

- (1) 第一項にも述べた通り職員一名であつて时期的には相当勤務が過重に陥つてゐるが、主管課に勤務報告がしてない関係もあつて超過勤務手当が支給されてないが、月々の報告をすると共に支給についても主管課は考慮するべきであらう。
- (2) 事務所は北九州青果会社倉庫の内六坪を借用して

るが、借料が未決定のため未支払のようであるが速かに解決をなし整理すべきである。

昭和四十二年二月十五日第三種郵便物認可  
 発行日 火、金  
 発行所 鳥取県鳥取市東町 鳥取印刷所  
 刷所 鳥取県鳥取市東町 鳥取印刷所